

議案第 130 号

伊賀市国民健康保険税条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険税条例（平成 16 年伊賀市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条中「25,000 円」を「23,000 円」に改める。

第 8 条を削る。

第 8 条の 2 中「5,500 円」を「3,500 円」に改め、同条を第 8 条とし、第 8 条の 3 を第 8 条の 2 とする。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

第 11 条中「7,000 円」を「6,000 円」に改める。

第 15 条の見出しを「(納期等)」に改め、同条第 1 項中「第 1 期 4 月 1 日から同月 30 日まで」を削り、「第 2 期 5 月 1 日から同月 31 日まで」を「第 1 期 7 月 1 日から同月 31 日まで」に、「第 3 期」を「第 2 期」に、「第 4 期」を「第 3 期」に、「第 5 期」を「第 4 期」に、「第 6 期」を「第 5 期」に、「第 7 期」を「第 6 期」に、「第 8 期」を「第 7 期」に、「第 9 期」を「第 8 期」に「第 10 期」を「第 9 期」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に定める納期ごとの国民健康保険税の課税額に 100 円未満の端数があるとき、

又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額はすべて最初の納期に係る金額に合算する。

第24条及び第25条を次のように改める。

第24条及び第25条 削除

第26条第1項第1号ア中「17,500円」を「16,100円」に改め、同号ウ中「3,850円」を「2,450円」に改め、同号オ中「4,900円」を「4,200円」に改め、同項第2号ア中「12,500円」を「11,500円」に改め、同号ウ中「2,750円」を「1,750円」に改め、同号オ中「3,500円」を「3,000円」に改め、同項第3号ア中「5,000円」を「4,600円」に改め、同号ウ中「1,100円」を「700円」に改め、同号オ中「1,400円」を「1,200円」に改める。

第29条第1項第1号中「及び同条例第71条第1項第1号の規定により固定資産税の減免を受けた者」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。